

## 事業概要シート

施策	0104	子育てと仕事の両立	<< >>の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く
事業名	障害児保育推進事業		拡充 予算額 72,360 千円 << 35,868 >>千円
事業期間	平成15年度 ~		財源内訳
根拠法令要綱等	大村市すくすく保育支援事業補助金交付要綱		
			国庫支出金 千円 県支出金 千円 地方債 千円 その他 28,392 千円 一般財源 43,968 千円

**【事業の目的・概要・対象】**

**【目的】**

保育に欠け、心身に障害又は発達遅滞のある児童を教育・保育施設に入所させ、健常児とともに保育（「統合保育」）を行うことにより当該児童の福祉の増進を図るとともに保護者の育児・就労支援を行う。

**【事業概要】**

心身の障害又は発達遅滞のある児童を受入れる教育・保育施設に対し保育士の人件費の一部を助成する。

**【対象児童】**

市内に住所を有し、日々の通所及び統合保育が可能な次の児童

- ① 特別児童扶養手当の支給対象児童（手当の支給を停止されている者を含む。）
- ② 前号に該当しない身体障害者手帳を所持する満3歳以上の児童
- ③ 療育手帳を所持する満3歳以上の児童
- ④ 市が軽度もしくは中度の心身障害又は発達遅滞を有すると判定した満3歳以上の児童

**【本市における障害児保育事業の現状及び拡充内容】**

現行

改定後

対象児童 (市内に住所を有し、日々の通所及び統合保育が可能な次の児童)	保育士配置基準 (対象児童：保育士)	補助基準額 (障害児1人当たり月額)	
① 特別児童扶養手当の支給対象児童 (手当の支給を停止されている者を含む。)	4 : 1	45,000円	→
② ①に該当しない身体障害者手帳を所持する満3歳以上の児童			
③ 療育手帳を所持する満3歳以上の児童	6 : 1	26,000円	
④ 市が軽度もしくは中度の心身障害又は発達遅滞を有すると判定した満3歳以上の児童			
	2 : 1 (※子育て支援員、看護師、准看護師でも可)	90,000円	
	4 : 1 (※子育て支援員、看護師、准看護師でも可)	45,000円	

- 障害児に対する職員の配置基準を国の基準に準じて見直し、補助基準額についても現在の保育士の給与水準相当額へ拡充する。  
 なお、配置する職員は、原則保育士とするが保育士の不足により配置が困難な施設については子育て支援員でも可能とする。

**【背景】**

本事業は、平成14年度まで国の「特別保育事業」として実施していたが、平成15年度以降は地方自治体に事業実施が委ねられ、本市の単独事業として継続して実施している。  
 しかしながら本市における既存の障害児保育推進事業は、障害児に対する保育士の人数（配置基準）が、国が定める基準を下回っており、補助基準額についても平成15年度以降据え置かれた状態となっている。  
 教育・保育施設の保育の質の向上を図るため保育士の配置基準を国の基準まで引き上げ、合わせて補助基準額についても拡充し、支援を行う必要がある。

担当課	こども未来部 こども政策課	課長	内野 一嗣
担当者	吉原 周平	問合せ先	0957-54-9100

## 事業概要シート

### 【活動指標】

指標名			単位	R 3 (実績)	R 4 (計画)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)
①	障害児受入施設数	計画値	施設	30	30	30	30	30
②		計画値						

### 【成果指標】

指標名			単位	R 3 (実績)	R 4 (計画)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)
①	受け入れ児童数	計画値	人	110	120	130	140	150
②		計画値						

### 【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	合計
事業費	32,987	36,167	35,868	72,360	72,360	72,360	322,102
国庫支出金							0
県支出金							0
地方債							0
その他				28,392			28,392
一般財源	32,987	36,167	35,868	43,968	72,360	72,360	293,710
人件費	1,211	1,574	1,948	1,948	1,948	1,948	10,577
職員(人)	0.15人	0.20人	0.25人	0.25人	0.25人	0.25人	1.35人
時間外勤務(h)	60h	60h	65h	65h	65h	65h	380h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	34,198	37,741	37,816	74,308	74,308	74,308	332,679

妥当性 (市の関与)	本事業は、平成14年度まで国の「特別保育事業」として実施していたが、平成15年度以降は地方自治体に事業実施が委ねられている。障害児が年々増加している中、健常児とともに統合保育を行うことは、保護者の育児・就労支援を行う取組であることから、市が関与することは妥当である。
有効性 (施策貢献度)	健常児とともに保育（「統合保育」）を行うことにより障害児の福祉の増進を図るとともに、保護者の育児・就労支援を行うことができるため貢献度は高い。
効率性 (コスト)	市の単独事業となるが、地方交付税により財源が措置されるため効率性は高い。

1次評価	担当者意見のとおり
2次評価	一次評価のとおり